



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年4月10日(金) 第9790号

目次

ページ

告示

- 保安林予定森林(森林保全課) 2
- 道路の供用開始(道路管理課) 2

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民活動支援・広聴課) 2
- 土地改良区の設立に係る縦覧(農村整備課) 3
- 土地改良区役員の就退任の届出(同) 3
- 土地改良区の定款変更認可(同) 6
- 同 6
- 開発工事の完了(建築課) 6

公営企業公告

- 指定管理者の指定取消し(団地課) 7

入札公告

- 一般競争入札の実施(業務プロセス改革課) 7

**■ 告 示**

◎群馬県告示第125号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和2年4月10日

群馬県知事 山本 一 太

1 保安林予定森林の所在場所 渋川市赤城町長井小川田字鉦沢4599の59、4599の74、4599の93、4599の96、4599の110、4599の111、多野郡上野村大字新羽字イトナ沢557から559まで、574の3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課並びに渋川市役所及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	太田大間々線	太田市新田小金町5番の279地先から同市寄合町21番地先まで	令和2年4月10日

**■ 公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活こども部県民

活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年4月10日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年3月27日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO支えの輪
- 3 代表者の氏名 村井守
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市片岡町三丁目17番7号佐藤コーポ102号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、国民に対して、災害救援、事業承継、中高年雇用、子供いじめ、虐待等、買物弱者支援、地球温暖化防止に関する事業を行い、人命救助に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により緑町土地改良区の設立を適当と決定したので同条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年4月10日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 定款の写し
  - (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和2年4月13日から同年5月14日まで
- 3 縦覧に供する場所 太田市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年4月10日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
鐺川	理 事	再 任	富岡賢治	高崎市田町75番地1グリーンミュキ高崎1103
	同	同	榊原司郎	同 吉井町神保187番地
	同	同	新井雅博	藤岡市下戸塚510番地2
	同	同	大野九一	同 西平井1734番地
	同	同	榎本義法	富岡市七日市947番地
	同	同	高田浩利	同 上高瀬1162番地
	同	同	原秀男	甘楽郡下仁田町大字西野牧14667番地1

同	同	茂原荘一	同 甘楽町大字小幡1102番地
同	同	土屋勝幸	同 同 大字国峰1819番地
同	同	太田今朝男	同 同 大字善慶寺1272番地1
同	同	井上義久	同 同 大字天引2165番地3
同	新任	志賀一夫	高崎市吉井町多胡509番地1
同	同	橋爪武士	同 吉井町塩102番地1
同	同	高橋貞夫	同 吉井町多比良146番地
同	同	坂居博志	同 同 1721番地3
同	同	長谷川亘	同 吉井町小串835番地
同	同	平野義男	藤岡市緑埜304番地
同	同	森田行雄	同 白石1941番地2
同	同	清水馨	富岡市黒川1637番地
同	同	細野哲也	同 下高瀬496番地
同	同	新井富次	同 上高尾1771番地
同	同	新井新一郎	同 小桑原177番地
同	同	新井幹雄	同 蕨257番地2
同	同	永井一二	甘楽郡下仁田町大字馬山2814番地
同	同	吉田守康	同 甘楽町大字上野146番地1
同	退任	神保健一	高崎市吉井町多胡280番地2
同	同	黒澤弘一	同 吉井町塩923番地11
同	同	望月文司	同 吉井町多比良1791番地
同	同	若林一治	同 同 3077番地
同	同	高橋春男	同 吉井町黒熊516番地
同	同	向井孝侑	藤岡市緑埜598番地1
同	同	石田壽	同 白石2050番地
同	同	吉田信夫	富岡市黒川973番地1
同	同	高橋功	同 下高瀬323番地
同	同	黒澤登志一	同 岡本1148番地
同	同	黒澤勇	同 下高尾505番地
同	同	新井昭三	同 相野田740番地

	同	同	神宮治助	同 後賀216番地
	同	同	大沢善正	甘楽郡下仁田町大字馬山2303番地
	同	同	田中亀雄	同 甘楽町大字上野310番地1
	監事	再任	鈴木良徳	藤岡市白石761番地
	同	同	佐々木林太郎	富岡市岡本593番地
	同	同	増田洋之	甘楽郡甘楽町大字小幡1844番地3
沼田平	監事	退任	山田彌平	沼田市上久屋町1892番地
境小此木	理事	新任	岸博之	伊勢崎市境小此木1803番地1
	同	退任	岸一夫	同 同 1803番地1
板鼻堰	監事	同	鈴木祥太郎	高崎市鼻高町482番地
保美溜池	同	同	清水紀久彌	藤岡市保美20番地
板鼻堰	同	新任	宮崎太吉	高崎市八幡町537番地
世良田	理事	再任	定方雅彦	太田市世良田町887番地
	同	同	高橋栄治	同 同 952番地
	同	同	毛呂満	同 同 973番地
	同	同	塚越正明	同 同 990番地1
	同	同	茂木一裕	同 同 1007番地1
	同	同	茂木眞一	同 同 1044番地
	同	同	檜原孝	同 同 1111番地
	同	同	清水紘一	同 同 1131番地
	同	同	清水文男	同 同 1155番地
	同	同	富岡文衛	同 同 1259番地
	同	同	松島辰己	同 同 1296番地
	同	同	新井好成	同 同 1347番地
	同	同	城田榮作	同 同 1363番地2
	同	同	毛呂進	同 同 1373番地
	同	同	笠原光博	同 同 1404番地3
	同	同	梅澤康信	同 同 1429番地
同	同	高橋利且	同 同 1467番地	
同	同	高柳直往	同 同 2836番地2	

同	同	山岸毅	同 同 3167番地1
同	同	相澤一太郎	同 出塚町417番地
同	同	阿久津喬志	同 同 473番地
同	同	毛呂晴紀	同 徳川町441番地
同	新任	河田節夫	同 世良田町1242番地1
同	退任	根岸博義	同 同 1167番地4
監事	再任	堀井文男	同 同 860番地
同	同	中島十四男	同 同 1350番地2
同	同	相澤孝一	同 出塚町71番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により藪塚台地土地改良区の定款の変更を令和2年3月27日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年4月10日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により高崎西部土地改良区の定款の変更を令和2年3月27日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年4月10日

群馬県知事 山本 一 太

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和2年4月10日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡板倉町大字粕谷字本郷2178-12	邑楽郡板倉町大字粕谷2178番地の1 横塚英信
2	吾妻郡嬭恋村大字大前字上神前801-2、801-3、801-4、801-5、802-3、803-1、805-1、805-2、805-9、8	吾妻郡嬭恋村大字大前110番地 嬭恋村長 熊川栄

	05-10、805-11、805-13、805-20、806-2、806-3、807-2、815-2、816-2、817-1、818-2、818-3、818-6、818-9、818-10、818-11、818-12、819-1、819-2、820-1、822-1 (第2工区) 吾妻郡嬭恋村大字大前字上神前805-20、818-6、818-9、818-10、818-11、818-12、819-1、819-2、820-1	
3	北群馬郡吉岡町大字上野田字夫婦石2131-1、2131-4、3471-2、3472-2、3473-2、3474-1、3475-1、3476-1、3470-1、3471-1、3472-1、3473-1 (第2工区) 北群馬郡吉岡町大字上野田字夫婦石3470-1、3471-1、3472-1、3473-1	北群馬郡吉岡町大字上野田3471番地 社会福祉法人薫英会 理事長 大林裕子
4	邑楽郡明和町下江黒552-8	邑楽郡明和町須賀508番地の1 プラウドパークスE101 石井健児、石井綾香

## ■ 公営企業公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を次のとおり取り消した。

令和2年4月10日

群馬県企業管理者職務代理者 群馬県企業局長 大澤 伸一郎

- 1 公の施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 上武ゴルフ場
  - (2) 所在地 太田市徳川町43番地1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 名称 スバルリビングサービス株式会社群馬事業所
  - (2) 所在地 主たる事務所の所在地 太田市スバル町1番1号
  - (3) 代表者の氏名 取締役群馬事業所長 渡邊 浩
- 3 指定を取り消した日 令和2年4月1日

## ■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

令和2年4月10日

群馬県知事 山本 一太

## 1 調達内容

- (1) 件名及び数量 令和2年度パーソナルコンピュータ及び関係機器一式の賃貸借 ノート型パソコン3, 320台
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和2年10月1日から令和7年9月30日まで
- (4) 借入場所 群馬県知事戦略部業務プロセス改革課ほか290か所（詳細は、入札説明書による。）
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和2年5月7日（木）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月20日（水）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県知事戦略部業務プロセス改革課へその旨を連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該調達物品又はこれと類似する物品について、過去3年程度の期間において、100台以上の生産、販売又は貸付実績を有することを証明した者であること。
- (7) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、書類等の提出先及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県知事戦略部業務プロセス改革課情報基盤・システム係 担当 山口燿  
電話 027-226-2346（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付方法 令和2年4月10日（金）から同月24日（金）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札者に要求される事項
  - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、当該調達物品を納入できることを証明する書類を令和2年5月7日（木）までに上記(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - イ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認表及び契約担当者から交付される仕様書に基

づく当該調達物品の製作仕様書等の図書を作成し、これを令和2年5月7日(木)までに上記(1)の場所に提出しなければならない。提出された入札参加資格確認表及び製作仕様書等の図書は、契約担当者において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし、採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を提出した者の入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに契約担当者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は、提出した図書の内容の変更に応じなければならない。

なお、説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年5月21日(木) 午後2時 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁21階211会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月20日(水)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県知事戦略部業務プロセス改革課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「パーソナルコンピュータ及び関係機器一式賃貸借契約入札書在中」と朱書きすること。)

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 当該調達物品を納入できると契約担当者が認められる資料を添付して入札書を提出した入札者であって、規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the required items: Notebook-sized Personal Computer: 3,320 units
- (2) Lease period: From October 1, 2020 to September 30, 2025
- (3) Place of use: The Business Process Reengineering Division (Department of Gubernatorial Strategy) of Gunma Prefecture, will also be utilized in 290 other sections
- (4) Deliver of Bid Instruction, Etc: To be delivered between 9:00 a.m. and 5:00 p.m. from April 10 - April 24, 2020 to the location prescribed in below (6)
- (5) Date and time for submission of tenders: 2:00 p.m. May 21, 2020 (Bids submitted by registered mail must be received no later than 4:00 p.m. May 20, 2020)
- (6) Inquiries: Business Process Reengineering Division: Department of Gubernatorial Strategy, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2346 (Japanese language only)

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---